

議案第30号

基山町条例を廃止する条例の一部改正について

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町条例を廃止する条例の一部を改正する条例

基山町条例を廃止する条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

第56条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、なお、その効力を有する。

提案理由

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例による懲戒処分又は賠償責任に基づく債務の免除を受けている職員は在職していないため、同条例を廃止する必要がある。

令和8年6月12日原案可決